

## 第 8 期香川県高齢者保健福祉計画（素案）について

### 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

長寿社会対策課 地域包括ケア推進グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番 10 号

電話：087-832-3271/FAX：087-806-0206

E-mail:choju@pref.kagawa.lg.jp

令和 2 年 1 2 月 4 日から令和 3 年 1 月 4 日までの 1 カ月間、第 8 期香川県高齢者保健福祉計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、3 人及び 1 団体から 1 3 件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

#### 〈ご意見の提出者数〉

個人	3 件
企業	0 件
団体	1 件
合計	4 件

#### 〈提出されたご意見の数〉

計画の基本理念に関すること	1 件
施策の展開に関すること	1 1 件
その他	1 件
合 計	1 3 件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
計画の基本理念に関すること	
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制について触れているが、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて、障害福祉課や市町等と連携・協力した人材育成等を行い、構築を進めてもらいたい。	要介護者等や世帯の抱える課題は近年複雑化・複合化しており、障害者その他の者の福祉に関する施策との連携を図ることが重要であることから、関係部局や市町と連携してまいります。 また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、県において現在作成中の「第 6 期かがわ障害者プラン」においても記載することとしています。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
施策の展開に関すること（第1 健康づくりと生きがいづくり）	
<p>要支援状態からの脱却を促すことは重要であるが、事業所にはメリットがない。</p>	<p>高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「第4章―第1―2 介護予防の推進」に記載しているとおり、自立した日常生活への支援や要介護状態等になることの予防、軽減・悪化防止に取り組んでまいります。</p>
施策の展開に関すること（第2 人にやさしい地域づくり）	
<p>訪問介護以外にも電球の交換やごみ捨てなど幅広い支援が必要である。シルバー人材の充実でもよい。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「第4章―第2―2(3) 生活支援の体制整備」に記載しているとおり、介護予防・日常生活支援総合事業など、在宅高齢者の生活支援の充実に取り組む市町を支援してまいります。</p>
<p>椅子やベンチを地域に置く「ベンチプロジェクト」のような支援をしてもらいたい。移動の基本は徒歩であり、座る場所があれば休憩もできるため移動距離を伸ばせるし、外に出る気になる。</p>	<p>「香川県福祉のまちづくり条例」に基づき、交通ターミナル、道路、公園、図書館、病院、百貨店などの公共的施設について、高齢者や障害を持つ方などが不便を感じず、安全に利用できるものとするために、出入口やトイレなどの段差の解消や手すりの設置などの整備基準を定め、すべての人が住み慣れた地域の中で安心して生活でき、積極的に社会参加ができるような福祉のまちづくりを進めております。</p>
施策の展開に関すること（第3 介護サービス等の充実）	
<p>県内における訪問リハビリテーションに携わる施設や事業所が多くないのが現状である。病院や介護老人保健施設等が訪問リハビリテーションを実施しやすい体制を整えることが必要である。</p>	<p>要介護者等が必要に応じてリハビリテーションを利用できるよう、切れ目のないサービス提供体制の構築を目指してまいります。</p> <p>なお、本県の状況としましては、人口10万人当たりの訪問リハビリテーションのサービス提供事業所数は全国上位に位置しております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>訪問リハビリテーションを推進してもらいたい。</p> <p>訪問リハビリテーションに対する地域のニーズはあるが、事業を実施する訪問看護事業所、介護老人保健施設、医療機関にはそれぞれの課題があり、一貫して地域のリハビリテーションを充実するには問題も多い。</p>	<p>要介護者等が必要性に応じてリハビリテーションを利用できるよう、切れ目のないサービス提供体制の構築を目指してまいります。</p>
<p>施設の整備目標や介護サービスの見込量等が「市町において精査中」となっている。県は市町と協議・連携して目標を把握したり、積極的に技術的な助言をしたりするべきではないか。</p>	<p>計画の策定に当たり、市町とは連携を取っており、施設の整備目標や介護サービスの種類ごとの見込量についても、ヒアリング等を通じて情報を共有し、必要に応じて修正を指示するなどしています。</p> <p>計画に記載する数値は、令和2年12月末に示された介護報酬の改定等も踏まえて算出する必要があるため「精査中」としているものであり、ご理解をお願いいたします。</p>
<p>介護老人保健施設の在宅復帰事業所について、情報開示に追加してもらいたい。あわせて、外国人労働者の配置数や離職率なども開示してもらいたい。</p>	<p>各介護老人保健施設の運営状況や職員の配置状況、在宅復帰率を反映した介護報酬の加算の情報など詳細な情報については、介護サービス情報公表システムにより、ホームページでご覧いただけます。</p> <p>(<a href="https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/37/">https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/37/</a>)</p>
<p>実地指導では、利用者や高齢者の生活満足度も評価してもらいたい。指導の内容が利用者に繋がっていないと誰も得をしない。</p> <p>県独自でもよいので、利用者の満足度を評価する仕組みがあればよい。</p>	<p>実地指導は、介護サービスの利用者が必要とするサービスを適切に利用できるよう、施設や事業所が十分なサービスを提供できる水準を満たしているかを確認するため、人員、設備及び運営に関する基準や介護報酬の請求、効果的な取組みなどの事項について行うものです。</p> <p>また、福祉サービスについて第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う福祉サービス第三者評価制度において、評価結果を公表し、事業者が福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者が適切なサービスの選択に資するための情報としてご活用いただいております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>施設においてリモート面会などを導入するためには設備投資が必要であり、積極的に導入できるよう支援や補助を行ってほしい。</p>	<p>県では、施設が行う新型コロナウイルス感染症対策としての物品購入、職員研修、職員の増員等に関する経費について補助を行っており、リモート面会のシステム導入経費についても補助の対象としているところです。</p>
<p>施策の展開に関すること（第4 介護・福祉人材の確保及び介護業務の効率化）</p>	
<p>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の人材の養成について、養成機関との連携もとても大事だが、養成機関は教育機関であり、卒後教育を行っている専門職団体との連携も必要である。</p>	<p>御指摘のとおり、県としても人材の養成を推進するためには、養成機関だけでなく、リハビリテーション専門職団体との連携が重要と考えており、以下のとおり修正します。</p> <p>〔 修正箇所 61 ページ 第4章-第4-1-ク 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 〕</p> <p>「養成機関と連携」を「養成機関やリハビリテーション専門職団体と連携」と修正します。</p>
<p>介護ロボットに対する施設や職員の理解を進めるための研修などが必要である。 また、県で介護ロボットの開発なども視野に入れてはどうか。</p>	<p>介護ロボットに対する理解については、これまでも介護ロボット実演展示会等を行ってきたところですが、今後は、香川県介護ロボットニーズ・シーズ連携協調協議会など関係団体とも連携し、研修の開催等も検討してまいります。</p>
<p>その他</p>	
<p>介護保険について正しく知る機会を設けてもらいたい。</p>	<p>「県政出前懇談会」にて、介護保険制度についての説明の機会を設けておりますので、ご活用ください。 また、県ホームページ「かがわ介護保険情報ネット」では、介護保険制度の理解を深めることに資する情報提供を行っておりますので、ご利用ください。 (<a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/kfvn.html">https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/kfvn.html</a>)</p>